

学校法人大阪経済法律学園 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済法律学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、大阪経済法科大学給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、大阪経済法科大学給与規程に基づくものは含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬（俸給、役職手当）、賞与、退職慰労金
 - (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金（特に理事会が認めた場合に限る。）
- 2 前項第1号にかかわらず、常勤の理事が専任教員又は専任職員の身分にある場合、報酬及び賞与は支給しない。ただし、当該理事が担当する業務の内容に応じて、業務担当理事手当を支給することができる。
- 3 評議員に対しては、会議出席（書面による出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 4 前項にかかわらず、評議員が専任教員又は専任職員の身分にある場合、日額報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する俸給月額、別表1のとおりとし、各役員の俸給月額は、次に掲げる範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長 7号俸以上
 - (2) 専務理事 5号俸以上6号俸以下
 - (3) 常務理事 4号俸以上5号俸以下
 - (4) その他の常勤の役員 3号俸以下
- 2 役職手当は、別表2に定める額とする。
- 3 常勤の役員の賞与は、別表3に定める算式により算出される額とする。
- 4 業務担当理事手当を支給する場合は、月額5万円以内とし、理事長が決定する。
- 5 役員の退職慰労金は、別表4に定める算式により算出される額とする。ただし、理事長、専務理事及び常務理事については、本学園史において特に顕著な功績が認められる場合は、退職慰労金を増額できるものとし、理事会において決定する。

6 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表 5 に定める額とする。

第 4 条の 2 評議員に対する報酬の額は、別表 6 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 25 日（ただし、支給日が休日（土曜日である場合を除く。）に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその前日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 ヶ月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給は、前項第 1 号及び第 3 号に定めるところによる。

3 評議員に対する報酬の支給の時期は、翌月 25 日とする。ただし、支給日が休日（土曜日である場合を除く。）に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその前日に支払うものとする。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員には、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員には、役員に準じて、旅費を支給することができる。

3 前二項のほか、役員及び評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第 7 条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 151 条第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、常務理事の報酬等については、令和 7 年

度の定時評議員会までは、なお従前の例によるものとし、評議員の報酬等については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から支給する。

別表 1 常勤の役員に対する俸給

号俸	俸給月額（円）
1	500,000
2	550,000
3	600,000
4	650,000
5	700,000
6	750,000
7	800,000
8	850,000
9	900,000

別表 2 役職手当

	役職手当月額（円）
理事長	300,000
専務理事	250,000
常務理事	200,000

別表 3 常勤の役員の賞与

6 月の賞与	報酬月額（俸給、役職手当）×2 ヶ月分
12 月の賞与	報酬月額（俸給、役職手当）×3 ヶ月分

別表 4 役員の退職慰労金

	算定式
理事長	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×22/100
専務理事	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×14/100
常務理事	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×10/100
その他の役員	退職慰労金を支給する場合は、常務理事の額を超えない範囲内で、理事会が決定する。

※上記の在任月数に 1 ヶ月未満の端数が生じる場合は、1 ヶ月に切り上げる。

別表 5 非常勤の役員の報酬

	報酬の額（円）	
	月額	その他
理事	50,000	特別の任務を委嘱された非常勤の理事に対して、月額報酬と別に、対価を支給できるものとし、一案件につき、50 万円を上限に、理事長が決定する。
監事	70,000	理事会、評議員会を除く重要な会議への出席等の監事監査について、1 回につき 3 万円を月額に加えて支給する。

別表 6 評議員の報酬（専任教員又は専任職員の身分にある者を除く。）

	報酬の日額（円）
評議員	50,000